

広島県告示第百十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第二百十九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

その関係図面は、広島県農林水産局農水産振興部農業経営課に備え置いて、縦覧に供する。
平成二十二年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 江田島農業振興地域
- 二 沖美農業振興地域
- 三 大柿農業振興地域